

令和7年度 障害者福祉に関わる施策要望

1 重点要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	障害者幸住条例の理念に沿った施策の推進について	障害者差別解消法及び障害者幸住条例が改正され、令和6年4月1日からこれまで公的機関のみに義務付けられていた障害のある人への合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化された。 しかしながら、現状においても障害者への差別は変わらず、視覚障がい者が日頃直面している移動環境の改善や情報環境の改善などは、それほど進んでいるとは思えず、条例の基本理念の具現化には程遠い状況である。 そのため、不当な差別の禁止や合理的配慮などを県民に理解いただくとともに、合理的配慮の実効性が伴うよう、情報発信を継続的かつ強力に推進していただきたい。 また、県では、この3月に障害児・障害者プラン2024を策定されたが、条例の具現化に向けて有益な施策であることから、着実な推進をお願いするとともに、成果について毎年説明していただきたい。	・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県身体障害者連合福祉会 ・山梨県障害者福祉協会	県では、合理的配慮の提供など障害者差別の解消に向けて、障害者幸住条例に基づき設置した「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」において、障害者差別に関する情報を共有するとともに、構成員の障害者団体や事業者団体、国や県の関係機関等が一体となって取組を推進しており、令和6年度は、この会議を活用して、買い物時における障害者への合理的配慮に関するアンケート調査の結果の共有や事業者による合理的配慮の取り組み事例発表、意見交換など普及啓発等を行いました。引き続き、条例の基本理念の具現化に向けた取組等を検討して参ります。 また、障害のある方に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を全市町村に配置し、その業務を支援する「障害者差別解消推進員」を県に配置していますが、当該職員に事例共有や検討等の研修の機会を設けることで、より障害のある方々の悩みに寄り添った実効性のある相談業務を行っていくとともに、不当な差別の禁止や合理的配慮の提供について県民の理解を深めるため、障害者の主張大会、学校での障害に関する福祉教育、県政出張講座などを通じて、引き続き情報発信を推進して参ります。 さらに、障害児・障害者プランにつきましては、山梨県障害者施策推進協議会等で取組状況の報告を行っていますが、今後も毎年状況報告を行いながら、着実な推進に努めて参ります。
2	障害者本位の「重度心身障害者医療費助成制度」の実現について	重度心身障害者医療費については、窓口無料方式から現行の還付方式への変更により、利用者の一時的な経済負担と手続きが増えたことは事実である。障害者の就労環境は未だに厳しく、多くが低所得者であるのに加え、長期療養を要する疾患を抱えている実態を踏まえると、窓口無料制度の実現を強く希望するものである。 今後も、日身連や日視連を通じて窓口無料化を国に対して粘り強く訴えていくが、県でも同様の働きかけを積極的に進めていただきたい。 また、県では電子版かかりつけ連携手帳を活用したスマホ決済システムを県立中央病院・山梨大学附属病院で試験的に行っているが、障害者の中にはスマホ利用が困難な者も多いことから、医療費を現金払いしない新たな決済システムも検討していただきたい。 また、国庫負担金の減額分については、障害福祉の充実に全面的に振り向けるとした制度変更時の確約に基づき、障害者福祉施策の内容を毎年開示していただくよう併せてお願いする。	・山梨県腎臓病協議会 ・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県身体障害者連合福祉会 ・山梨県障害者福祉協会	本県の重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者福祉手帳2級の方や身体障害者手帳3級の方までも対象とし、自己負担分の全額を助成しており、全国的にも数少ない充実した制度となっています。 電子版かかりつけ連携手帳を活用した仕組みは、本制度における窓口負担に着目して、その軽減(実質的な窓口無料化)を図るものであり、医療情報等を自ら管理する連携手帳の仕組みと合わせて、重度心身障害のある方にとって、安全・安心で利便性の高い医療提供体制を整備してきたところです。 また、スマートフォンをお持ちで無い方、または利用できない方への対応については、貸出用のスマートフォンを50台用意しており、医療機関窓口での操作支援等も行っております。 しかし、参加者が思うように増えないことも事実であるため、課題の検証を進め、医療機関が参加しやすく、利用者にとっても使いやすい新たな仕組みも視野に検討して参ります。 なお、減額分の補填を免れた経費を充当した主な事業は、次のとおりです。 ・小児リハビリテーション診療所の運営費 ・高等支援学校桃花台学園の運営費 ・精神科救急医療体制24時間化に係る運営費 など 引き続き、本県における障害者福祉の施策の充実に向け、しっかりと取り組んで参ります。
3	やまなしパラスポーツセンターの利便性の向上について	やまなしパラスポーツセンターが来年3月にオープンされることとなり、本県の障害者スポーツの振興に大きな役割を果たすものであり、感謝申し上げます。 今後、障害者がセンターをより有効活用するためには、障害者のアクセスの向上が不可欠である。そのため、路線バスの停留所をセンターの敷地内に移動し、バス乗降の際、道路を横断しないような対策をお願いする。 また、車いす使用者や下肢障害者等も利用しやすくなるよう、甲府駅からセンターまでの送迎バスの運行をお願いしたい。	・山梨県障害者スポーツ協会 ・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県障害者福祉協会	障害者がセンターをより有効活用するためには、障害者のアクセス性の向上が不可欠であるため、路線バス停留所の青少年センター敷地内への移設及び送迎バスの運行について検討を進めて参ります。